

平成28年度

いじめ防止基本方針

大阪市立天下茶屋中学校

いじめ防止対策委員会

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「高い規範意識をもち、協調性と自主性を兼ね備えた生徒を育む」ために、「大阪市立天下茶屋中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案について早期発見・早期対応を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

### （1）いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

教職員・生徒・保護者・地域において意識改革を行っていく。

教職員：校内研修会・公開授業等を毎学期に行い、さまざまな面において意識改革を行う。

生徒：全校集会などでいじめに関する講話を実施する。道徳の時間や、集会などの日々の取組の中で、生徒の意識改革を行う。

### （2）未然防止のための取組

#### ①未然防止の考え方

㊦生徒全員を対象に未然防止の取組を行う。

㊧すべての生徒が安心・安全に学校生活を送れるような取組を行う。

㊨規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを行う。

㊩わかる授業づくり、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

#### ②主に教師に求められること

㊦学力向上のみならず、生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながるとの認識において、授業で生徒が活躍できる授業改善を行う。

㊧公開授業を行い、お互いの授業を参観し合う機会もつ。また、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進める。

㊨授業態度・発表の仕方や聞き方の指導も徹底する。

㊩教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけ、いじめを助長することのないように気をつける。

㊦道徳や総合の学習において、未然防止の観点から「いじめ」「差別」「国際理解」等を上げ、教育課程の中に位置づける。

③主に生徒を育むこと

- ㊦友人関係・集団づくり・社会性の育成。
- ㊧人と関わることの喜びや大切さに気付くこと。
- ㊨自己有用感を獲得させること。自己有用感があつて初めて他者を認めたり大切にしたりできる。
- ㊩生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として主体的に考えて行動できるようになること。

④未然防止のための取組

- ㊦教職員に対する活動としては、毎学期、校内研修会・公開授業をおこなう。公開授業に関しては、天下茶屋P J（本校独自の教職員研修プロジェクト）との関係もふまえ、「わかる授業づくり、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する」を十分考慮し、事後研修もおこなう。
- ㊧生徒に対する活動としては、教育課程に位置づけられるすべてが取組とする。外部講師等によるいじめ講話も実施する。また、毎学期全学級、道徳の時間にいじめに関する授業を行う。

	第1学年	第2学年	第3学年	全校生
1 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>学級集団作り</u></li> <li>・オリエンテーション</li> <li>・宿泊オリエンテーション</li> <li>・<u>道徳</u></li> <li>・平和学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>学級集団作り</u></li> <li>・職場体験学習</li> <li>・<u>道徳</u></li> <li>・平和学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>学級集団作り</u></li> <li>・修学旅行</li> <li>・<u>道徳</u></li> <li>・進路学習</li> <li>・平和学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>新入生対面式</u></li> <li>・<u>教育相談</u></li> <li>・<u>いじめアンケート調査</u></li> <li>・体育大会</li> <li>・生徒委員会、生徒会活動</li> <li>・平和登校日</li> <li>・委員会、生徒会活動</li> </ul>
2 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際理解教育</li> <li>・性教育</li> <li>・<u>道徳</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際理解教育</li> <li>・性教育</li> <li>・<u>道徳</u></li> <li>・一泊移住</li> <li>・進路学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際理解教育</li> <li>・性教育</li> <li>・<u>道徳</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>教育相談</u></li> <li>・<u>いじめアンケート調査</u></li> <li>・「いじめ」の全体講話</li> <li>・水泳大会</li> <li>・文化発表会</li> <li>・芸術鑑賞</li> <li>・委員会、生徒会活動</li> </ul>
3 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・球技大会</li> <li>・物づくり体験教室</li> <li>・<u>道徳</u></li> <li>・進路学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・球技大会</li> <li>・<u>道徳</u></li> <li>・高校見学</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>道徳</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>いじめアンケート調査</u></li> <li>・<u>携帯安心安全講座</u></li> <li>・中学校紹介冊子</li> <li>・委員会、生徒会活動</li> </ul>

<線部が主として「いじめ防止」に関わる活動>

(3) 早期発見のためのポイント

- ㊦早期発見の基本は、「変化に気づく」、「情報の共有」、「速やかな対応」。
- ㊧5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を得られた情報を日々集約し、必要に応じて関係者を招集して対応する。
- ㊨生徒が気軽に相談できる雰囲気づくり。
- ㊩暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」の場合は、速やかに止めることを最優先にする。

#### ㊦学級担任等

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間、放課後の生徒との会話や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し情報を収集する。

#### ㊧養護教諭

- ・保健室を利用する生徒との会話などから生徒の様子を知り、いつもと何か違うと感じたときは、その機会と捉え悩みを聞く。

#### ㊨生徒指導主事

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡視等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認。

#### ㊩管理職

- ・生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備。
- ・学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているかを定期的に点検。

#### (4) 家庭・地域との連携（「いじめ防止基本方針」の扱い）

- ・ホームページ上で公開する。
- ・PTA 実行委員会、学校評議会で配布し、協力を求める。
- ・学校だより・学年だよりに活用する。
- ・地域懇談会で活用する。

### 3. いじめの未然防止についての取組

#### 〈基本姿勢〉

いじめは、どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実をふまえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を、本校いじめ防止対策委員会を中心として全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について

##### ①学習規律の確立

- ・開始、終了の挨拶をきちんとさせる。
- ・服装や身だしなみに関する指導をしてから授業に入る。
- ・机上に不必要なものは置かせない。
- ・正しい姿勢で授業を受けさせる。
- ・私語をさせない。
- ・勝手な行動をさせない。(許可もなくロッカーなどに必要なものを取りに行ったり、トイレに行ったりさせない。例外を除き休み時間に済ませておくことを徹底する。)

## ②配慮を要する生徒への対応

- ・特別支援学級との連携。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子ども相談センターとの連携。

## ③「わかる授業」づくり・指導力の向上に関して

- ・校内研修会や公開授業などで研修を行う。
- ・教育委員会主催の研修会を活用する。

## (2) 自己有用感を高めるために（生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

### ①一人一人が活躍できる活動を充実させるための取組について

授業・学級活動・各種行事などにおいて、生徒が主体的に活動し、一人一人が活躍できる場を模索し、それぞれの集団の中において自己有用感を高める活動を行っていく。

### ②人とのつながりを感じることでできる集団づくりについて

教職員が、学級マネジメントを中心に研鑽を積み、学級づくり・生徒たちの良好な人間関係づくりを進める方法を学んでいく。

## (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

### ①道徳教育や学級活動の充実

道徳の時間における「いじめ」に関する取り組みを学期に一回は行う。

道徳の時間を中心に「いじめ」以外にも、「命の大切さ」や「お互いを思いやることの大切さ」を考えさせる。また、「いじめ」が発生した場合、学年集会や学級で子どもたちに話し、そのことについて考えさせる。

### ②命の大切さやお互いを思いやることの大切さを実感する指導

いじめ・ケンカ・器物破損等の事案のみならず、日頃から「命の大切さ」「相手を思いやる心」を醸成する。

### ③「傍観者」もいじめに加担していることを認識させる指導を行う

道徳の時間などにおいて、いじめの構造を取り上げ、傍観者にならない指導を徹底する。

## 4. いじめの早期発見についての取組

### 《基本姿勢》

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

### ①生徒観察の充実と情報の共有化について

担任・学年教師を中心に生徒の様子を把握し、気づいた点について管理職・生徒指導主事に速やかに連絡する。また、そのためにも、いわゆる一般的な問題行動のみならず、「いじめ」あるいは「いじめにつながる可能性のある行動」について記録をとる。

## ②変化の記録（5W1H）について（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）

記録は、誰が読んでもわかりやすくするために5W1Hをはっきりさせる。

## ③アンケート調査について

アンケートについては毎学期末定例で行う。アンケートの実施にあたっては、テスト時と同様に前を向いて私語をさせない。アンケート結果の情報源については、絶対に明かさない。

その他、いじめ発生時においては、必要に応じ、学級・学年・全校で臨時に行う。内容についてはいじめ防止対策委員会で検討する。

## ④教育相談の実施について

教育相談については1・2学期の初めに定例で行う。必ず全生徒が対象で「いじめを受けているか」「いじめを受けている生徒を知っているか」の2点を中心に聞く。収集した情報の情報源については、絶対に明かさないようにする。

その他、いじめ発生時においては、必要に応じ、学級・学年・全校で臨時に行う。内容についてはいじめ防止対策委員会で検討する。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### 《基本姿勢》

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

### (1) 対応方法について

Assessment と Planning をきっちりと行う。

① Assessment…… どういう事実があったのかと言うことの事実確定の作業と、どういう人間関係・理由でその問題が生じているのかと言うことの背景・原因を含めた理由の見立ての2つ。Assessment の中で、しんどいケースであればあるほど被害生徒は喋らないので、教職員は最後の解決まで面倒を見るという決意を伝えつつ、いじめ解決への取り組み中も安心・安全環境の構築に最善を尽くす。話を聞く場合、被害者から先に話を聞くこと。話が食い違う場合などは、具体性、内容の信用性、詳細さ、子どものキャラクターなど総合的に見て Assessment を行う。調査のプロセスと指導のプロセスは別のステージで行う。

② Planning……… 場当たりに行動するのではなく、いじめ防止対策委員会で Assessment に基づいて総合的な対応をすること。具体的には、加害者の指導・被害者の支援・周りの子どもへの指導・支援、保護者の対応など。子どもが安全に安心して学校に来ることができ、学校生活を送ることができる環境を回復していく過程を Planning する。

### (2) 体制づくり・対応の基本

①いじめ事案を学校いじめ防止対策委員会へ報告する体制について

時系列の前後関係もはっきりした日々の記録をとるようにする。いじめ発生時は、その記録をもとにいじめ防止対策委員会に報告し、適切かつ迅速な対応にあたる。

- ②全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくりについて（情報の共有化・教職員の連携）  
くいじめの発見者→学年主任→管理職・生徒指導主事→いじめ防止対策委員会→Assessment・Planning→職員集会＞の手順を踏む。
- ③被害生徒の保護・加害生徒への指導について  
聞き取りのプロセスと指導のプロセスは別のステージなので区別をつける。  
加害者も集団の中の一員として、回復していくことを目標とする。  
被害者と加害者両方の子どもが安全に安心して学校に来ることができ、学校生活を送ることができる環境を回復していく。被害者と加害者の利益の両立を目指す。被害者と加害者の利益を両立できない場合には、被害者の利益を優先し、校内での物理的・教育的な配慮を十分に施す。状況に応じて、加害者の転校（強制できないが）なども視野に入れていく。
- ④警察などの関係機関との連携について  
子ども相談センター・西成警察・難波サポートセンター等と連絡を密にし、相談しやすい体制を築いておく。
- ⑤スクールカウンセラーの活用について  
情報交換を密にするとともに、状況に応じて、生徒の心理的ケアにおいてスクールカウンセラーの活用を考える。
- ⑥スクールソーシャルワーカーの活用について  
情報交換を密にするとともに、状況に応じて、行政機関などの連携においてスクールソーシャルワーカーの活用を考える。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### （1）学校内の組織

- ①組織名：大阪市立天下茶屋中学校「いじめ防止対策委員会」とする。
- ②構成メンバー：校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、生活指導部長、学年主任、養護教諭、  
人権三委員長、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー  
※事案に応じて、担任あるいは部活動顧問を加える。
- ③活動内容：取組の実施  
進捗状況の確認  
定期的な検証  
共通理解と意識啓発  
生徒・保護者・地域に対する情報発信・意識啓発・意見聴取  
教育相談・アンケートの実施及びその集約  
発生したときの情報収集  
いじめ事案への対応・重大事案への対応  
※さまざまな立場でその専門性を生かし、協働性を発揮して問題解決にあたる。
- ④開催時期：学期に一回程度実施し、アンケート集計後及び随時召集する。

### （2）保護者や地域・関連機関との連携

- ①ホームページや啓発プリントなどによる情報発信

②学校協議会への提案・協力体制

③学校いじめ防止対策委員会への地域諸団体や関係機関の参加要請

### (3) 組織内容の検証

①PDCAサイクルの活用について

必要に応じて随時、所定の手続きを経て見直しができるものとする。

②「運営に関する計画」について

運営に関する計画において「いじめ防止対策」を課題の一つととらえる。

③未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法について

いじめの発生に伴い、発生原因・解決プロセス・解決後の見守りなどを事後検証し、未然防止を第一に考え、PDCAサイクルにより本指針を見直していく。

## 7. 重大事案への対処

ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査及び対応を行う。

### ①学校の対応

◎隠蔽しない、誠意のある対応、窓口の一本化（管理職）

◎欠席1日目より（学級担任により欠席理由の把握・電話連絡や家庭訪問の実施）

◎欠席3日以上は（家庭訪問を行い、校内での情報の共有、連続3日以上生徒について担任は管理職と養護教諭に報告する。状況に応じて周囲の生徒・保護者・教職員等にも聴取して不登校の原因把握に努める。）

### ②調査組織の設置や事実関係の明確化について

大阪市教育委員会と協議のうえ、いじめ防止対策委員会に学級担任やクラブ顧問等、適宜必要なメンバーを加えて調査にあたる。

話を聞く場合、被害者から話を聞くこと。

### ③被害生徒及びその保護者への適切な情報提供について

事実調査の過程で、被害者の言っている事と加害者の言っていることが食い違っているも、具体性、内容の信用性、詳細さ、子どものキャラクターなど総合的に見て、可能な範囲で学校として認定し評価をする。どうしても認定できないというものに関しては、そのまま残しておいても構わずそのことを説明する。

### ④教育委員会への報告について

速やかに報告し、その後の対応について協議する。